

令和3年度
点検・評価報告書

令和4年11月
南種子町 教育委員会

令和3年度点検・評価報告書

I	南種子町教育委員会点検・評価の基本方針	
	(1) 南種子町教育基本計画での位置づけ	1
	(2) 教育委員会事業の点検・評価の経過と計画	1
	(3) 概要	2
II	令和3年度南種子町教育委員会委員活動状況	
	1. 教育委員及び教育長の状況	4
	2. 教育委員会会議の開催状況	4
	3. 教育委員の研修会	6
	4. 定例会及び臨時会以外の活動状況	7
	5. 学校経営説明会	8
	6. 移動教育委員の開催	8
	7. 教育委員の自己点検・評価	9
	8. 外部評価委員の意見	9
III	令和3年度主要事業説明及び外部評価	
	○ 管理課	
	・ 庶務	1 1
	・ 学校教育	2 2
	○ 社会教育課	
	・ 社会教育	2 9
	・ 社会体育	3 4
	・ 文化	3 7
	○ 学校給食センター	4 3
IV	令和4年度南種子町教育委員会外部評価委員会名簿	4 5

I 南種子町教育委員会点検・評価の基本方針

(1) 南種子町の教育基本計画での位置づけ

●宇宙のまち教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）（抜粋）

第1章 計画の策定にあたって

3 計画の評価

重点的に取り組む施策を実行あるものとするために、成果や課題を分析し、改善策を検討する必要があります。そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく自己評価を行い、南種子町外部評価委員会の評価を受け、南種子町教育委員会審議を経て、結果を町民に公表します。

(2) 教育委員会事業の点検・評価の経過と計画

年月日	内 容
H19.6	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成20年4月1日施行）により点検・評価の実施と議会への報告、公表を規定
H22.4.1	教育委員会における事業の点検・自己評価を開始
H25.05.24	南種子町教育委員会外部評価委員会設置規程の制定（H25年5月定例会） 平成24年度分から外部評価委員会による外部評価を開始
H26～R元	略
R4.9.29	第1回外部評価委員会 ・外部評価の概要について ・南種子町教育委員会事業概要について ・今後の日程について
R4.10.24	南種子町教育委員会 第10回定例会 ・令和3年度点検・評価について
R4.10.24	第2回外部評価委員会 ・主要事業の説明及び事業評価について
R4.11.15	第3回外部評価委員会 ・外部評価点検報告書の決定
R4.11.22	南種子町教育委員会 第11回定例会 ・外部評価点検報告書の議決
R4.11.30	・事業評価の議会への報告 ・公表〔町ホームページ掲載〕

(3) 概要

平成 19 年 06 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され(平成 20 年 04 月 01 日施行), 教育委員会は, 毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い, その結果について報告書を作成し, 議会に提出するとともに, 公表することが規定された。

南種子町教育委員会としても, 効果的な教育行政の推進に資するとともに, 町民への説明責任を果たすため, 外部評価委員会を設置し, 教育委員会所管の事務事業の点検・評価を行うものである。

(参考)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」 (抜粋)

第 26 条 教育委員会は, 毎年, その権限に属する事務 (前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務 (同条第 4 項の規定により事務職員等に委任された事務を含む) を含む) の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い, その結果に関する報告書を作成し, これを議会に提出するとともに, 公表しなければならない。

2 教育委員会は, 前項の点検及び評価を行うに当たっては, 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。(平成 20 年 4 月 1 日施行)

1. 点検・評価に当たっての基本的な考え方

- ① 成果を重視した行政運営を行うため, 事後評価を基本とすること。
- ② 評価の客観性, 透明性を確保するための外部評価を導入すること。
- ③ 評価の対象・方法は, 毎年度見直しを行うこと。

2. 点検・評価の対象

(1) 教育委員の活動状況

- ① 定例及び臨時教育委員会の会議の状況
- ② 定例及び臨時教育委員会以外の活動状況

(2) 教育委員会の所管する事務事業

南種子町長期振興計画及び教育行政要覧等に掲げられた施策及び事務事業のうち, 教育委員会が所管する事務事業とし, 南種子町行政評価で実施した自己評価の中から教育委員会事務局で協議し, 教育委員会で選定する。

3. 点検・評価の時期

翌年度事業に, 点検・評価の結果を活用するために, 翌年度予算編成前の毎年 11 月末までに行う。

4. 点検・評価の手順

(1) 教育委員及び教育委員会事務局による自己評価

- ① 10月14日(月)までに主要事業の説明及び自己評価を管理課まで提出。
- ② 10月24日(木) 第10回教育委員会定例会の議題とする。

(2) 外部評価委員による評価

- ① 第1回外部評価委員会 (外部評価の概要説明)
- ② 第2回外部評価委員会 (主要事業説明及び自己評価の検討)
- ③ 第3回外部評価委員会 (外部評価点検報告書の決定)

(3) 最終報告書の作成

- ・ 11月11日(金)

(4) 定例教育委員会で報告書提出

- ・ 11月22日(火) 第11回教育委員会定例会

(5) 議会への提出及び町民への公表

- ・ 11月30日(水)

Ⅱ 南種子町教育委員会委員活動状況

1. 教育委員及び教育長の状況

○令和3年度名簿

役 職	氏 名	当初任命日	任 期	備 考
教育長	菊永 俊郎	R1.12.23	R1.12.23～R3.06.14 R3.06.15～R6.06.14	2期目 (2年3月)
教育長職務代理	崎田 春彦	H26.12.22	H26.12.22～H30.12.21 H30.12.22～R4.12.21	2期目 (7年3月) 教育長職務代理者 H27.5.1～
委員	園田 昭眞	H28.10.01	H28.10.01～R1.09.30 R1.10.01～R5.09.30	2期目(5年6月)
委員	中畠 至	H29.01.01	H29.1.1～R2.12.31 R3.1.1～R6.12.31	2期目(5年3月)
委員 (R3.10.01 から)	立石 卓也	R3.10.01	R3.10.01～R7.9.30	1期目(0年6月)
委員 (R3.09.30 まで)	松山 香代	H25.10.01	H25.10.01～H29.09.30 H29.10.01～R3.09.30	2期目(8年0月) 保護者代表 委員長職務代理者 (H26.12.25 ～H27.4.30)

*備考欄の()は、令和4年3月31日現在の年数

2. 教育委員会会議の開催状況

(1) 令和3年度の回数

- ・定例会 12回
- ・臨時会 1回

(2) 令和3年度 定例会及び臨時会での議事

- ・議決案件 25件
- ・承認案件 15件

(3) 会議録の作成方法

- ・要点の筆記

(4) 定例会における主な審議内容

番 号	件 名	議決年月日	結 果	備 考
報告第5号	南種子町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	R03.04.23	承認	第4回定例会
報告第6号	南種子町立学校給食センター運営委員会監査委員の任命について	R03.04.23	承認	第4回定例会
報告第7号	スポーツ推進委員の委嘱について	R03.04.23	承認	第4回定例会
議案第14号	南種子町社会教育委員の委嘱について	R03.04.23	議決	第4回定例会
議案第15号	南種子町公民館運営審議会委員の委嘱について	R03.04.23	議決	第4回定例会
議案第16号	南種子町図書館協議会委員の任命について	R03.04.23	議決	第4回定例会
議案第17号	南種子町スポーツ推進審議会委員の任命について	R03.04.23	議決	第4回定例会
議案第18号	南種子町文化財保護審議会委員の任命について	R03.04.23	議決	第4回定例会
議案第19号	南種子町郷土館管理委員会委員の任命について	R03.04.23	議決	第4回定例会
議案第20号	南種子町広田遺跡ミュージアム協議会委員の任命について	R03.04.23	議決	第4回定例会
議案第21号	南種子町教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について	R03.04.23	議決	第4回定例会
報告第8号	南種子町社会教育委員の委嘱について	R03.5.25	承認	第5回定例会
報告第9号	南種子町公民館運営審議会委員の委嘱について	R03.5.25	承認	第5回定例会
報告第10号	南種子町図書館協議会委員の任命について	R03.5.25	承認	第5回定例会
報告第11号	南種子町スポーツ推進審議会委員の任命について	R03.5.25	承認	第5回定例会
議案第22号	南種子町立学校の学校評議員の委嘱について	R03.5.25	議決	第5回定例会
議案第23号	南種子町教育支援委員会委員の委嘱について	R03.5.25	議決	第5回定例会
議案第24号	南種子町教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について	R03.5.25	議決	第5回定例会
議案第25号	南種子町奨学資金貸与奨学生の採否結果について	R03.5.25	議決	第5回定例会
報告第12号	南種子町いじめ防止対策委員会設置規則の一部を改正する規則制定について	R03.6.24	承認	第6回定例会
議案第26号	南種子町成人式新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金交付要綱の制定について	R03.6.24	議決	第6回定例会
議案第27号	南種子町いじめ防止対策委員会委員の任命について	R03.6.24	議決	第6回定例会

報告第13号	報告第13号 校区外通学（指定学校変更申立）の許可について	R03. 9. 21	承認	第9回定例会
報告第14号	南種子町自治公民館機能向上支援事業補助金交付要綱について	R03. 10. 21	承認	第10回定例会
議案第28号	令和2年度南種子町教育委員会点検・評価について	R03. 10. 21	議決	第10回定例会
議案第29号	南種子町成人式参加交通費等キャンセル事業補助金交付要綱の制定について	R03. 11. 25	議決	第11回定例会
議案第30号	令和2年度南種子町教育委員会点検・評価について	R03. 11. 25	議決	第11回定例会
議案第31号	第27期宇宙留学生里親の委嘱について	R03. 12. 24	議決	第12回定例会
議案第32号	第27期宇宙留学生の承認について	R03. 12. 24	議決	第12回定例会
議案第33号	南種子町立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規則制定について	R03. 12. 24	議決	第12回定例会
議案第1号	令和3年度南種子さわやか子供表彰選考内申について	R04. 01. 24	議決	第1回定例会
議案第2号	令和4年度教職員人事異動の内申について	R04. 03. 06	議決	第1回臨時会
報告第1号	校区外通学（指定学校変更申立）の許可について	R04. 03. 24	承認	第3回定例会
報告第2号	校区外通学（指定学校変更申立）の許可について	R04. 03. 24	承認	第3回定例会
報告第3号	校区外通学（指定学校変更申立）の許可について	R04. 03. 24	承認	第3回定例会
報告第4号	校区外通学（指定学校変更申立）の許可について	R04. 03. 24	承認	第3回定例会
報告第5号	校区外通学（指定学校変更申立）の許可について	R04. 03. 24	承認	第3回定例会
議案第3号	南種子町スクールソーシャルワーカーの委嘱について	R04. 03. 24	議決	第3回定例会
議案第4号	南種子町スクールガード・リーダーの委嘱について	R04. 03. 24	議決	第3回定例会
議案第5号	公民館施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱制定について	R04. 03. 24	議決	第3回定例会

3. 教育委員の研修会

新型コロナウイルス感染拡大のため中止。

4. 定例会及び臨時会以外の活動状況

(1) 学校訪問

①日程

期 日	学 校 名	訪 問 時 間	内 容
5 月 10 日 (月)	中平小学校	9:00～10:15	授業参観・学校経営説明等
	南種子中学校	10:35～11:50	
	学校給食センター	12:00～13:40	給食試食
	西野小学校	14:00～15:10	授業参観・学校経営説明等
6 月 1 日 (火)	島間小学校	9:25～10:35	
	長谷小学校	10:45～11:55	
	茎南小学校	13:50～15:00	
6 月 18 日 (金)	平山小学校	9:00～10:15	
	花峰小学校	10:35～11:50	
6 月 22 日 (火)	大川小学校	14:10～15:25	

②内容

(1) 教育委員会学校訪問

- ・ 学校経営説明
- ・ 授業参観
- ・ 質疑応答及び指導

(2) 入学式・卒業式

- ① 4 月 6 日 (火) 小・中学校入学式
- ② 3 月 15 日 (火) 中学校卒業式
- ③ 3 月 24 日 (木) 各小学校卒業式

(3) 運動会・体育大会・記録会

- ① 7 月 27 日 (火) 町小学校水泳記録会
- ② 9 月 12 日 (日) 南種子中学校体育祭
- ③ 9 月 19 日 (日) 各小学校運動会 (中平小除く)
- ④ 9 月 26 日 (日) 中平小学校運動会
- ⑤ 10 月 10 日 (日) 【中止】第 64 回町民大運動会

- ⑥ 10月13日（水） 小学校陸上記録会救急車

（４）その他

- ① 4月6日（火） 宇宙留学実親研修会・宇宙留学合同歓迎式
- ② 4月9日（金） 転入教職員宣誓式
- ③ 4月10日（土） 【中止】町教委・学校管理職合同歓迎会
- ④ 5月25日（火） 第1回町奨学生選考委員会
- ⑤ 7月14日（水） 新米給食会（花峰小学校）
- ⑥ 9月29日（水） 立石教育委員辞令交付式
- ⑦ 11月2日（土）～3日（日） 【中止】南種子町ふるさと祭
- ⑧ 11月5日（金） 小・中学校合同音楽発表会（南種子中）
- ⑨ 1月3日（月） 令和4年成人式
- ⑩ 2月24日（木） 学校経営説明会
- ⑪ 2月24日（木） 第2回町奨学生選考委員会
- ⑫ 2月27日（日） 【中止】南種子町生涯学習大会
- ⑬ 3月25日（金） 第26期町宇宙留学合同修了式
- ⑭ 3月28日（月） 町教委・学校管理職合同送別会

5. 学校経営説明会

期 日：2月24日（木） 9:00～

場 所：南種子町研修センター2F 大会議室

出席者：教育委員，各小中学校長，事務局職員

内 容：今年度の学校経営の成果と課題を踏まえ，次年度の学校経営の充実を図るために実施した。学校教育の重点施策である，

- ① 確かな学力の定着・向上
- ② 調和の取れた児童生徒の育成
- ③ 特色ある開かれた学校づくり
- ④ 教育環境の整備・充実

を中心に，学校長がプレゼン，委員からの質疑応答を行い，内容の深化を図った。

6. 移動教育委員会の開催

8月に長谷小学校において開催予定であったが，新型コロナウイルス感染拡大により中止となり，役場研修センターで開催した。

7. 教育委員の自己点検・評価

令和3年度は、全国的に新型コロナウイルス感染症拡大に伴うまん延防止等重点措置により様々な制約がかかり、教育活動にも大きな影響を受けました。

本町教育行政においても、学級閉鎖や社会教育施設・文化施設の閉館を余儀なくされましたが、コロナ対策の方法も次第に明らかになったこともあり、人数制限は設けたものの予定されていた学校行事の実施に向けて、感染対策を徹底し様々な工夫をしながら開催できたことは一定の評価ができるものと考えます。

教育委員会では、令和3年度も様々な事業を展開しており、概ね所定の成果を得ることができました。その中でも学力向上については、ほぼ全ての教科において全国平均を上回る結果となったことは、これまで積み上げてきた教職員の指導の成果であり、大いに称賛するものです。

今回の点検・評価は、教育委員会の権限に属する事務のうち主要な34事業を抽出し実施しました。自己評価及び外部評価委員の評価において、31件をA評価、3件をB評価としており、全体として事業の目標を達成できているとの判断から、全てを継続実施としていることは妥当と考えます。

引き続き、これらの事業が実施されていくと思われませんが、結果を出すことは当然のことと認識し、町民の理解と成果の達成につなげることが重要であります。

今後もコロナ感染症の拡大や物価高騰による事業費への影響が懸念され、厳しい状況が続くと予測されますが、私たち教育委員も学校訪問や外部との意見交換会などを通して、子供たちや町民の目線に立ち、事務局と連携を図りながら教育行政の発展、ひいては本町発展のため尽力してまいります。

8. 外部評価委員の意見

令和3年度の教育委員会が所管する34の事務事業について点検・評価を実施しました。各事業の評価については、評価書に記載している通りであります。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が急激に拡大し一年を通し収束しない状況の中、環境の変化に翻弄されつつも本町教育行政の振興発展のため各種事業を展開し、コロナ感染症対策や情報環境整備など時代に即した政策もあり、全体として一定の成果をあげており評価できるものであります。各事業の継続した実施を望みます。

本町には、素晴らしい文化・歴史があり、町民の一人として誇らしく思います。これらの資源を活かしながら、学校教育及び社会教育の分野において、一步進んだ事業展開が図られることを期待します。

今後においても、コロナ感染対策や少子高齢化などの課題が多くありますが、未来を担う子どもたちのために、関係各位が研鑽を積み、具体的な解決策を模索しながら、各事業の目標達成に向かって一層努力されたい。

Ⅲ 令和３年度主要事業説明及び外部評価

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	学校教育行政事業		所管課	管理課
重点施策名	学校備品・教育備品の充実		所管係	庶務係
施策課題名	備品購入事業			
事業費	予算額	8,073 千円	決算額	7,518,519 円
目的	学習指導要領に基づいた備品の整備、学校教育行政を行う上で必要な備品の整備充実を図る。			
事業の概要と効果	【概要】各学校が要望する備品のうち、令和3年度は約47%が予算化され、学校毎に優先順位を決めて必要な備品を整備した。図書についても、蔵書状況等を確認しながら、各学校45～116冊の本を購入した。 【効果】限られた予算の中で必要な備品を整備し、学校教育に役立てた。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	学習指導要領に基づいた学習を実施するうえで、備品の整備は必要不可欠である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	学校毎に優先順位をきめて購入する方法は、無駄を省き、効率よく必要なものが購入できるため有効な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	町立の教育機関であり、教育委員会が購入することが妥当である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	予算の範囲内で、成果はあげている。高額備品(遊具等)については、年次の計画をしっかりと立てて購入する必要がある。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	管理課で一括購入するなど経費の削減に努めている。使用の頻度を把握して、複数校で共有する方法等も検討していく。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	自治体負担で実施することが適当。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施 学校教育行政の重要な事業の一つである。学習環境を整えることは必要不可欠であり、今後も継続していきたい。学校図書についても各学校の蔵書数を把握しながら引き続き整備を行いたい。なお、使用頻度の少ない備品等については、小規模校も多い中で複数校で共有することも引き続き検討していきたい。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	学校備品・教育備品購入については、教育行政上必要な事業であり、継続実施は妥当である。 総合評価の中で「使用頻度の少ない備品等については、複数校で共有することを検討」とあるが、次年度以降はその内容も含め評価することが必要である。 また、学校図書については、子どもたちの利用頻度を検証し、実態に即して整備するのも一つの考ではないか。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	学校教育行政事業	所管課	管理課
重点施策名	教育環境の整備・充実	所管係	庶務係
施策課題名	施設設備整備		
事業費	予算額	23,723 千円	決算額 23,668,873 円
目的	校舎等の施設設備の整備を図り、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができる環境をつくる。		
事業の概要と効果	【概要】3つの小学校のエアコンの更新、中平小の裏門の法面補修や花峰小の屋外プール浄化槽入れ替え、各学校の消防設備補修などのほか、老朽化している既存の校舎等の補修や運動場の整備を行った。学校毎に優先順位を決めて整備を進めている。 【効果】継続的な整備により、安全安心な学校生活に寄与している。		

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	児童・生徒が安全に学校生活を送るためには、最も重要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	B	緊急な対応が必要なものについては、その都度対応しているが、長期振興計画に掲げている校舎の改築等については、財政的な課題も協議しながら実施していきたい。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	町立学校であり、自治体が責任をもって実施しなければならない。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	B	予算の範囲内で成果は上げているが、年次的な計画をしっかりと立てて実施する必要がある。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	老朽化した施設が多いため、削減は不可。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	自治体負担で実施することが適当。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:B 方向性:継続実施 老朽化している学校については、年次的な計画の中に建て替えや統合等も視野に入れながら具体的に検討していく必要がある。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	学校施設の整備について、児童生徒の安全の観点からも必要であり、継続して取り組む必要がある。 老朽化した校舎の改築などは、予算的にも多額になり財政的にも綿密な計画に基づき、進めていく必要がある。長期振興計画の年次的スケジュールを見える化し、それに対する評価も必要と考える。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	新型コロナウイルス感染防止対策予防事業	所管課	管理課
重点施策名	教育環境の整備・充実	所管係	庶務係
施策課題名	新型コロナウイルス対策		
事業費	予算額	3,342 千円	決算額 3,340,139 円
目的	新型コロナウイルス感染症対策等を徹底しながら、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができる環境をつくる。		
事業の概要と効果	【概要】学校において教育活動を行ううえで、児童生徒や教職員の感染症対策に必要な物品として、分散授業用大型テレビのほか、書画カメラ、空気清浄機、大型扇風機等を整備した。 【効果】各学校が希望する感染対策用品の整備により、より安全安心に学べる環境を整えた。		

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 の 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	児童生徒が安全安心な学校生活を送るために、最も必要な対策である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	児童生徒が学びやすい環境を整備するためには、極めて有効な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	町立学校であり、自治体が責任をもって実施しなければならない。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	各学校が希望する学校の実情に応じた物品等を購入することができた。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	指名競争入札にて執行し、最低価格の業者と契約している。財源についても、国の補助事業を活用した。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	自治体で実施することが適当。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施 新型コロナウイルスが終息するまでは、常に状況に応じた対策を講じていく必要がある。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	教育現場での新型コロナウイルス感染対策については、しっかりと取り組んでいる。 今冬はインフルエンザとの同時流行も懸念されており、継続して万全の対策を講じ児童生徒の安全確保に努めてほしい。 また、子どもの心身のケアも重要であり、感染対策用品のメンテナンスも含め適切な対応を望む。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	スクールガードリーダー設置事業		所管課	管理課
重点施策名	登下校時における交通安全指導		所管係	庶務係
施策課題名	児童生徒の登下校の安全確保			
事業費	予算額	205 千円	決算額	204,090 円
目的	学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(県)により児童の登下校の巡回指導を実施。			
事業の概要と効果	【概要】指導員として1名委託し、小学校8校を年間29回巡回指導した。 【効果】指導員の声掛けや交通指導により事故もなく、安全に登下校できている。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	登下校時における児童生徒の安全確保に効果的な施策であり、必要である。大きな事故等も発生していない。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	事故防止等に役立っており、限られた回数の中で有効である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	町教育委員会が計画立案し、各学校と連携し実施されている。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	交通事故防止、不審者対策等に大きな成果をあげている。また、大きな事故や問題事例の未然防止に役立っている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	巡回指導を最小限の回数で実施しており、これ以上削減すると目的達成に支障を来す恐れがある。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	本町の全小学生に還元され、平等に設定されており、実施されている。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施 交通事故防止、不審者対策、通学路の安全確認等大きな成果をあげている。また、昨今は、高齢者等による暴走事故などが頻繁に発生している。そのような状況の中で、大きな事故や問題事例の未然防止のためにも、現状の事業レベルを是非維持し、今後も児童の安全確保に努めたい。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	児童生徒の登下校における高齢者による交通事故が懸念される昨今、当該事業は、事故の未然防止や子どもたちの交通安全に対する意識高揚に加え、不審者対策にも効果が出ており、継続して実施していくべきであり、一方で指導員の安全確保にも努めることが重要である。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	児童・生徒・学校職員の健康診断事業		所管課	管理課
重点施策名	児童・生徒・学校職員の健康管理		所管係	庶務係
施策課題名	児童・生徒・学校職員の健康管理			
事業費	予算額	3,417 千円	決算額	3,416,682 円
目的	学校保健安全法に基づき、児童生徒及び学校職員の健康診断を実施。			
事業の概要と効果	【概要】児童生徒は、内科検診・歯科検診・耳鼻咽喉科検診・眼科検診・尿検査・心臓検査を実施。（心臓検診は、国庫補助対象） 学校職員は、健康診断（特定健診含む）・胃がん検診・胸部検診を実施。 【効果】児童生徒については、検診結果をもとに健康状況を把握し、学校と保護者との連携を図っている。また、学校職員の自己の健康管理にも繋がっている。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	学校保健安全法による健康診断の実施は必要不可欠である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	学校・医療機関との調整を図り、脱漏者検診を実施するなど、目的達成がなされている。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	学校保健安全法で、教育委員会が実施することになっている。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	脱漏者検診を実施するなど、100%近い受診率となっているため、目標は達成されている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	費用対効果を考えて、医師の派遣、日程調整を行って実施しているので、これ以上の経費の削減は望めない。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	生徒・児童・学校職員の健康管理をするうえで、負担の見直しは不可能である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施 学校保健安全法に基づき実施している。健診を実施することで児童・生徒の健康管理に繋がっている。また、大きな事故や問題事例もなく目的は達成されている。学校職員の健康診断については、人間ドック未受診者を対象に、対象者の把握から健診の実施、結果報告までスムーズにできており継続して実施したい。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	法に基づき児童生徒及び学校職員の健康診断が実施されている。 児童生徒及び学校職員の健康が第一であり、健康診断後のフォローについても最後まで対応することが大事である。 また、教職員は働き改革で長時間労働は減少傾向にあると思うが、行政側でも時間外労働時間の把握を行い、適正な管理・指導に努めていただきたい。
-----------	--

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	修学旅行費補助事業		所管課	管理課
重点施策名	へき地修学旅行費の補助		所管係	庶務係
施策課題名	保護者の負担軽減			
事業費	予算額	788 千円	決算額	787,200 円
目的	修学旅行費の補助を実施し、保護者の負担軽減を図る。			
事業の概要と効果	【概要】小学校は、25,000円以内/人、中学校は16,000円以内/人補助した。 小学生13名・中学生26名 【効果】保護者の負担軽減が図られたことで、対象となった全ての児童が修学旅行に参加できた。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	緊急性はないが、修学旅行の目的を考えると必要な事業であり、全員参加の意義からも保護者の負担軽減は必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	児童生徒の学習の一環として修学旅行が行われており、そのための保護者の負担軽減を図るためには有効な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	修学旅行は、学校の主な行事の一つであり、保護者への経済的な補助については教育委員会が実施することが妥当である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	補助額を2級地・3級地と同額にすることにより、平等に保護者の軽減が図られ、全員が参加でき、普段経験できない体験ができています。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	補助額を減額すると保護者の負担増につながるもので、削減することは妥当ではない。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	所得制限を設けて補助対象者を決定することもできるが、児童・生徒の学習の一環であることを考えると、全員を対象とすることが適切であると考えます。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施 保護者の負担軽減は、少子化対策の面からも必要不可欠である。修学旅行は、児童・生徒が普段では経験することのできない行事なので、継続して保護者の負担軽減に努めたい。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	小・中学生全員を対象にした修学旅行は、一生心に残る行事であり、子どもの健やかな成長のうえでも有意義な事業である。 家庭の経済的理由により参加できないようなことは悲しいことであり、保護者の負担軽減の面からも必要な事業であり、継続して実施することは妥当である。
-----------	--

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	就学援助事業		所管課	管理課
重点施策名	要保護・準要保護児童生徒援助費補助		所管係	庶務係
施策課題名	保護者の負担軽減			
事業費	予算額	3,912 千円	決算額	3,910,849 円
目的	経済的理由によって、就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を与行う。			
事業の概要と効果	【概要】学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学児童生徒学用品費・医療費・修学旅行費の補助。 補助対象者は、小学生75名(うち要保護1名)・中学生37名(うち要保護なし)。 【効果】保護者への経済的な負担軽減を図った。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	経済的理由によって、就学困難な児童・生徒の保護者に対して援助している。要保護者はもちろん、準要保護者についても、要保護者に準じる程度に困窮していると認められた場合に援助しているため、援助は必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	児童・生徒が最低限度の学校生活を送るために、必要な学用品費等の補助を行うことは、必要な援助である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	要保護・準要保護児童生徒援助費補助事業に準じて実施しており、教育委員会が学校を通じて援助することは事務の効率化の点からも妥当である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	経済的な理由によって、不登校となっている児童・生徒は現段階ではない。また、学級費の滞納も確認されていないので、十分に目標達成していると考えられる。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	B	医療費(う歯)は、対象児童生徒の心がけで予防できる点も多いので、今後も学校・養護教諭を通して、指導の徹底を図り医療費の削減に努めたい。(令和3年度は医療費の支給なし)
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	対象者は、書類審査を経て受給者として認定しているので、適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価(事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施 経済的な理由によって就学困難な児童・生徒ができることは避けなければならない。その手段として、就学援助事業は、十分な成果がある。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	経済的な理由によって児童生徒の就学に格差が生じることがあってはならず、当然継続して実施すべき必要な事業であり、効果についても出ていると考える。 事業の周知をしっかりと行い、支援漏れのないよう努めることが重要である。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	就学援助事業		所管課	管理課
重点施策名	特別支援就学奨励費補助		所管係	庶務係
施策課題名	保護者の負担軽減			
事業費	予算額	146 千円	決算額	144,379 円
目的	教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特別支援学級への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学に必要な経費について補助することを目的とする。			
事業の概要と効果	【概要】学用品費（新入学児童生徒学用品費）・校外活動費・修学旅行費の補助。 補助対象者は、小学生6名。中学生2名。 【効果】保護者への負担軽減を図った。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は 高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	特別支援学級に就学している児童生徒の保護者は、経済的にも精神的にも負担が大きい。安心して就学することができる環境づくりのためには必要な援助である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の 手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	保護者の負担能力に応じて、就学に必要な経費を援助することは有効な手段である。また、経費の一部は国庫補助の対象である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与 の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	特別支援教育就学奨励費補助事業に準じて実施しており、教育委員会が学校を通じて援助することは事務の効率化を考えても妥当である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られて いるか(目的達成 度)	A	目標を達成している	A	特別支援教育には国も力を入れており、特別支援教育の普及奨励を図る目的や保護者の負担軽減には一定の成果をあげている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法 はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	特別支援教育就学奨励費補助事業に準じて実施しており、削減はできない。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担 の設定は適切 か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	対象者は、特別支援学級に就学している児童生徒であり、書類審査を経て認定されているので適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施 特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等への経済的負担軽減になっている。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	対象保護者への経済的負担軽減につながる事業であり、その成果も十分に出ている。 今後も安心して就学できる環境づくりのため、継続して実施すべき事業である。
-----------	--

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	学校パソコン設置事業		所管課	管理課
重点施策名	情報環境の整備事業		所管係	庶務係
施策課題名	情報化社会に対応できる人材の育成			
事業費	予算額	21,385 千円	決算額	21,384,396 円
目的	小・中学校の授業で児童生徒へ1人1台のパソコン及び教職員用パソコンを配備し、校内全教室にLAN回線を整備、情報の共有化、ICT事業への対応を図る。			
事業の概要と効果	【概要】児童生徒用及び教師用パソコン、全254台を整備している。 (H30.10.1～R5.9.30 5年のリース契約) 【効果】パソコン学習の環境が整備され、また、教職員の個人所有のパソコンの持ち込みもなくなったことでセキュリティー対策も図られ、ウイルス感染を抑止することにも繋がった。(令和3年度ウイルス感染件数:0件)			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	学籍情報・成績等の管理を始め、書類の作成・提出まで行われるため、教師の事務量の減にもつながり必要性の高い事業である。 また、児童生徒の授業にも取り入れられ、情報化社会に対応できる人材育成には、必要不可欠である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	全校分を同時に購入、整備している。 同じ機器を使用することで、不具合が生じた時の対応もできる。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	町立であるので、教育委員会と学校が連携して進めていくべきだと考える。 個人情報の観点からみても民間実施には限度がある。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	教師一人一人へのパソコンの配付。 また、教育用パソコンも児童生徒に1台ずつ完備されていることから、本事業の目的は達成している。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	町内全校分をまとめて入札することで、経費節減を図っている。 GIGAスクール構想により、1人1台のタブレット機器も導入していることから、次期更新時期である令和5年度に向けて事業内容を検討していく。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施 国の推進するGIGAスクール構想に基づく情報教育に加えて、職員の事務の効率化を図るためにも必要不可欠である。また、コロナ禍における遠隔授業等にも対応しているため、今後も継続的に取り組む必要がある。また、令和4年度から児童生徒がタブレットを各家庭に持ち帰り、家庭学習や長期休業中の課題等でも活用する予定である。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	昨今の情報化社会に対応できる人材育成に必要な事業であり、次世代を担う子どもたちに必要不可欠である。 今後は、オンラインツールやアプリの導入を行い、そのメリットを十分に出せる活用の拡大を図り、情報教育の充実及び職員の事務の効率化につながることを期待するとともに、セキュリティー対策についても万全を期し、安全に使用できる環境づくりに努めること。
-----------	--

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	奨学資金貸与事業		所管課	管理課
重点施策名	奨学資金の貸与		所管係	庶務係
施策課題名	奨学資金の貸与			
事業費	予算額	12,264 千円	決算額	12,264,000 円
目的	南種子町内に居住する者の子弟で、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対して奨学資金を貸与する。			
事業の概要と効果	【概要】大学等 30,000円/月額(10名) 看護師貸与 80,000/月額(0名) 高等学校 12,000円/月額(2名) 【効果】本年度新規応募者12名に対し、貸与決定者12名。 継続貸与者 15名(内 高校1名 大学等12名 看護師2名)			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	B	緊急性はないが、離島であるため大学・専門学校等は必然的に島外に進学しなければならない。学費・生活費を考えると親の負担は大きい。学習意欲のある学生に対する貸与は必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	月額当たりの貸与が少額なため、民間企業の奨学資金を貸与している人が多いのも現状であるが、希望者は全員、貸与できているので、そういう意味での目的達成はされている。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	民間企業から奨学資金を貸与できない人の受け皿との位置づけでもあるので、教育委員会が実施しなければならない。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	希望者には全員、貸与できているので目的は達成されている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	これ以上の経費(貸与額)の削減は、実情にあわない。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	条例に添って、選考委員会で決定しているので適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施 事業の目的は達成されている。看護師・農業従事者については返還免除制度もあり、町内への就労を期待しての制度でもあるので、今後も町広報紙等活用し周知を図っていきたい。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	経済的理由により就学困難な者に対しての奨学金貸与は不可欠で大切な事業である。能力のある者・学習意欲のある者へは、将来を嘱望する意味においても大いに援助すべきであり、継続実施は妥当である。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	通学バス運行管理業務委託事業		所管課	管理課
重点施策名	中学校通学バス運行		所管係	庶務係
施策課題名	中学校通学バス運行			
事業費	予算額	24,604 千円	決算額	24,602,492 円
目的	遠距離通学生徒の通学手段を確保するため、町が通学バスを取得し通学条件の緩和を図り、効率的な運営を図るとともに、一般の住民も乗車できる混乗運行の許可を申請し、地域住民の利便性を図る。			
事業の概要と効果	【概要】町がバスを取得することで、現在の通学における路線数を4路線から5路線に増やし、生徒の乗車時間の短縮を図るとともに、空き時間を利用しての学校行事等の送迎、一般住民の混乗運行など利便性を図った。(H30.4.1～R3.3.31 3年契約) 【効果】通学時間の長い生徒で約10分程の短縮。学校行事等の送迎に活用することでバス借上料の削減などが図られた。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	遠距離通学生徒の通学手段の確保、路線数増による乗車時間の短縮、一般住民の混乗運行が出来るなど必要性がある。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	遠距離通学生徒の通学手段の確保、乗車時間の短縮、一般住民の混乗運行、また空き時間の活用による学校行事等の送迎など妥当である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	一昨年までは、民間業者への完全委託を行っていたが、町がバスを取得し許可申請を行うことで、一般住民の混乗運行ができたことなどを考えると町が実施すべきである。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	通学時間の短縮、一般住民の混乗運行、また、空き時間を利用しての学校行事等の送迎などにも活用できている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	指名競争入札にて執行し、最低価格の業者と契約している。契約期間についても3年の複数年契約することで契約額の削減にもつながっている。また、空き時間で学校行事等送迎を行うことでバス借上料の削減にもつながっている。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	生徒の通学手段の確保等自治体負担で実施することが適当。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施 事業の目的は達成されている。今後も運行管理委託業者と連携を図りながら、安全を第1に生徒が安心して登下校出来るよう努める。また、平成30年8月より、コミュニティバスとしても活用が始め運行頻度も増えていることから、安全運行の為にバス本体の維持管理にも努める。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	通学バスをコミュニティバスとして活用し児童生徒のみならず地域住民の利便性にも寄与しており評価できる。 今後においては、人口減少や少子化が進む中、現状での事業が維持できるか懸念されるため、中・長期的な視点に立ち運営することが重要である。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	外国青年招致事業		所管課	管理課
重点施策名	英語推進の町づくり		所管係	学校教育係・庶務係
施策課題名	英語教育推進			
事業費	予算額	7,031 千円	決算額	7,006,582 円
目的	小学校の外国語活動、中学校の英語学習活動における、言語や文化についての理解の深化やコミュニケーション能力の育成など、英語力向上を図る。			
事業の概要と効果	【概要】ALT1名と英語指導助手(AET)1名を雇用し、各学校に派遣した。また、SET連携加配を活用し、外国語担当教諭が、各小学校を巡回・指導した。 【効果】小学校における外国語活動の授業の活性化、外国語によるコミュニケーションへの意欲向上に大きな効果が見られた。また、低・中学年においても外国語や外国文化と触れ合う機会を提供することができ、外国や外国語への興味関心を高めることができた。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	外国語活動や英語学習の充実は、急速に国際化が進む現在では、国民的課題であり、小学校3・4年に外国語活動、5・6年に外国語科が新設されたこともあり、緊急性・必要性が高い。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	ALT・AETを小学校及び中学校で活用することで、多面的に外国語や外国文化と触れ合う機会を提供し、児童生徒の学習への興味・関心を高めることができている。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	ALT・AETへの指導や年度当初の全体計画の立案は、町教育委員会が行っている。授業や教材研究等、具体的な教育活動に係る計画については、SET加配が各学校担当者と連携を図りながら、柔軟に対応できている。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	外国語活動は、全ての小学校で体験を重視した活気ある授業が実践されている。中学校においても実践的・体験的な学習活動を通して話す・聞く・読む・書く能力をバランスよく育てることができている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	人員の減は効果の減を伴う恐れがある。また、小学校の外国語活動(3・4年)・外国語(5・6年)の授業は、実施することが決まっており、人員・経費の削減は難しい。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	町で雇用し、全学校及び幼稚園・保育園にも派遣している。適切であると考える。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価(事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施 今までALT・AETの活用を図ることで、小学生は外国語に慣れ親しむ機会が増え、中学生は外国語の学習に対する興味・関心が高くなってきている。また、小学校新学習指導要領において、3・4年生に外国語活動、5・6年生に外国語科の授業が新設された。中学校においては、特に、英語の学力向上が急務であることも踏まえ、継続実施したい。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	日本は外国と比較してグローバル化が遅れていると言われている。 学校におけるALT・AETを活用した外国語教育は、児童生徒にとって外国語に身近に接することができる素晴らしい取り組みであり、継続して実施するべきである。今後も工夫を凝らした体験的・実践的な授業を展開し、国際理解や学力向上につなげていきたい。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	宇宙留学制度事業		所管課	管理課
重点施策名	へき地・小規模校教育の充実		所管係	学校教育係
施策課題名	宇宙留学生補助			
事業費	予算額	24,563 千円	決算額	24,559,007 円
目的	南種子町内の小・中学校に転入学を希望する児童生徒に対し、町内の受入れ保護者(里親)や各実行委員会の協力を得て受入れを実施し、南種子町の豊かな自然の中で様々な体験活動を通して心身共に健康な児童生徒の育成を図る。			
事業の概要と効果	【概要】補助金として、留学生一人当たり年間480,000円・連絡協議会へ2,495,140円。小学校7校(中平小を除く)中学校1校、里親留学23名、家族留学14世帯23名、計46名を受け入れた。 【効果】学校運営に大きな成果があり(職員の定数増・学級増等)貢献度は高い。地元の児童も刺激を受け、切磋琢磨している。今後は職員の定数増、学級増等も踏まえながら継続的に取り組んでいく。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	複式学級の解消、小規模校の教育活動の活性化に効果的であり、本町で26年間継続してきた事業である。昨年度は、本制度により学級が増えたり、入学式が実施されたりする等、その効果は高く、必要性が高い。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	各実行委員会が中心となり、事業費を活用しながら、児童生徒の受入、体験的活動への支援、実親への情報提供を行っており、施策目的達成のために有効な手段だと考える。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	町教育委員会が協議会の事務局となり、各校区の実行委員会と連携して推進している。また、委託料の受入れ支払い等を事務局で一括しておこなっている。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	留学生と地元児童生徒が、互いに交流することで多様な価値観を受容・共有する場ができ、期待以上の成果が上がっている。また、小規模校の教育活動の活性化に向けた複式学級の解消という点でも、その目的を十分に達成している。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	里親への委託料については、現状維持が望ましい。各実行委員会の活動費についても、留学生が体験活動を行うために適切に活用されている。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	実施上の要綱や規則によって、実親が負担すべき費用や里親の委託料等についても適切に設定されている。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施(里親留学小2~中3、家族・親戚留学小1~中3) 本町の特色ある教育施策であり実績をあげている。教員の定数増や学級編制、児童生徒間における多様な価値観の交流、行事や学習活動の円滑な運営など、その効果は多岐に渡る。26年目を迎えた制度であり、よく整備された事業ではあるが、里親の確保に苦慮している。また、留学生は他地域からの転入ということもあり、地域や学校、PTAとの連携や保護者間の共通理解等も課題である。校区実行委員会との連携をより深め、これらの課題解決も踏まえながら継続実施していきたい。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	本町における宇宙留学制度は、町全体への様々な波及効果があり、特に受入れをしている各小学校の存続に大きく寄与している。 また、町の進めている定住化施策に貢献するとともに、各地域の活性化につながっている事業であり、継続的な実施を望む。 今後も、里親確保などの課題があると思うが、里親・家族留学のバランスや受入れ住宅の体制を整え、更に本町のよさが伝わる制度となるよう期待する。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	学校教育行政事業		所管課	管理課
重点施策名	確かな学力の定着・向上		所管係	学校教育係
施策課題名	学力向上			
事業費	予算額	一千円	決算額	一円
目的	学習指導要領に基づき、小・中学校間の密接な連携の下に、児童生徒一人一人の能力や個性を生かし、「分かる・できる」授業を通して基礎学力の定着を図り、自己学習能力や創造性の育成に努め、確かな学力の定着と向上を図る。			
事業の概要と効果	【概要】各学校の「こだわりの視点」に基づく校内研究の推進、研究授業を通じた指導による授業力向上、学力向上支援Webシステムの活用促進 【効果】全国学力・学習状況調査の結果では、小学6年と中3において、全教科で県平均を大きく上回った。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	学力向上は喫緊の課題であり、学校教育の中核となる事業として必要性が高い。全国学力・学習状況調査では、県平均を上回っているが、下位層の児童への対応が必要な教科もあることから、さらに事業の充実が必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	各学校において基礎学力の定着を図るために、こだわりの視点を設け、職員で共通理解し、実践に取り組んでおり、施策目的達成の手段として有効である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	授業力向上に向けた取組や学力向上に向けた取組は専門性も高く、県教育委員会や教育事務所等と連携を図りながら、町教育委員会が主体的に関与していくことが妥当である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	各種調査結果の分析から、一定の目標は達成していると言える。留学生等、一年単位で児童が替わることも踏まえ、単年度での誤答分析を充実させ、児童生徒の実態に応じた指導方法改善に努めていく必要がある。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	調査結果の分析等については、担当者だけでなく、学校全体で取り組むようにさせ、業務削減に努めさせている。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施 各学校において、多くの研究授業が実施され、学校の実態に応じた校内研究を推進した。このことが、教職員の授業力改善に向けた取組を推進し、児童生徒の学力向上につながった。また、各種調査結果分析を適宜行い、2学期以降の教育実践につなぐことができた。学力向上支援Web問題や過去調査問題の活用についても継続的に指導し、子供たちの更なる学力向上に向けた取組の充実を図っていく。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	事業目的をしっかりと捉え、教職員が目的の達成に向け取り組んだ結果が成果に表れている。学力向上は喫緊の課題であり、短期間で成果を得るものではないが、今後も教育委員会と学校と密に連携を図りながら確かな学力の定着に努めることが重要と考える。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	学校教育行政事業	所管課	管理課
重点施策名	調和のとれた児童生徒の育成	所管係	学校教育係
施策課題名	知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成		
事業費	予算額	— 千円	決算額 — 円
目的	道徳教育の充実・生徒指導の充実・保健体育の充実・進路指導の充実・人権同和教育の充実		
事業の概要と効果	【概要】道徳科指導計画の作成、迅速な生徒指導に向けた指導の徹底、一校一運動の推進(「体力アップ! チャレンジかごしま」への取組推進)、職場体験学習・交流学习の実施、学校経営方針の中核に人権同和教育の位置付け 【効果】道徳授業力向上、いじめ問題への早期対応と解決、主体的に体力づくりに取組児童生徒の育成、進路へ夢や希望をもつ児童生徒の育成、人権同和教育推進の意識向上		

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	学力向上、道徳教育の充実、体力づくりや保健指導の充実は、知・徳・体のバランスのとれた人間形成を目指す上で非常に重要である。学校教育の根幹を成す事業として必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	バランスのとれた人間形成を図るための事業推進である。特に、学習指導要領に移行することも踏まえ、国や県の施策の動向も把握しつつ、課題意識を持って見直しを図りながら推進していきたい。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	学校教育や家庭教育、地域における教育が中心となって、健全な児童生徒の育成に当たることを踏まえ、町教育委員会が主体となって取組んでいる。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	学力向上、生徒指導の充実等、さらに取組の充実を図っていく必要がある取組もあるものの、全体的には目標達成に向けて前進していると言える。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	学校教育における諸課題においては、対象が固定されていないこと、突発的な事案が起こりうることを考慮すると対象・活動量削減は難しい。課題を増やさないようにするための取組の充実を図りつつ、適宜対応していく。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施 令和3年度全国学力学習状況調査において、全国平均を全ての教科において上回った。小学校も学力が向上していく傾向が見られた。また、町内全ての小・中学校において道徳科指導計画(及び徳教育全体計画別業)が作成された。本事業の知・徳・体におけるそれぞれの取組で成果が蓄積され、健全な児童生徒の育成に貢献できている。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	全国学力学習状況調査において、全ての教科において全国平均を上回ったことは大変すばらしく大いに評価できる。 子どもの成長過程において道徳教育は大変重要なことであり、学校や地域のみならず家庭での教育は最も重要なこと。今後も学校と家庭が連携を深め、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成に取り組んでいただきたい。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	学校教育行政事業		所管課	管理課
重点施策名	教職員の資質向上		所管係	学校教育係
施策課題名	教職員研修等の充実			
事業費	予算額	一千円	決算額	一円
目的	教職員の資質の向上や職責感の高揚を図る。			
事業の概要と効果	【概要】各種研修の充実(管理職研修・校内研修・校外研修・教育研究の充実) 【効果】学校経営や学習指導、生徒指導等の研修を通して職員の資質向上が図られ、学校教育活動によく還元されている。また、研修を通して職務への意欲向上へとつながっている。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	児童生徒の「生きる力」を育むために、教職員の資質向上は欠かせないものであり、必要性は高い。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	年間を通して、バランスよく研修の機会が設定されている。現在の教育情勢や教職員・児童・生徒の実態に合わせて研鑽を積み、共通理解を図る上で極めて有効な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	各学校が計画的に職員を研修へ派遣したり、報告の場を設定したりすることができるよう、町教育委員会が積極的に関わっていく必要がある。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	研修で得た知識や経験が、授業や様々な教育活動を通して児童生徒に還元されている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	成果をあげているので、現状の事業を継続したい。各学校や教科部等で行われる研修については、年度当初に計画を立てさせ、講師謝金等の経費が発生する場合は必要に応じて対応している。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施 校長研修・教頭研修各6回、各学校の校内研修への指導主事派遣、町人権同和教育研修会の実施、子供たちの作品審査を通じた相互研修の実施(理科、図画、作文)、集合学習・交流学习等に伴う相互研修等、町主催の研修や校内研修への支援を十分に行うことができた。また、研修を通して校種を超えた交流も生まれ、研修で学んだことを学級運営や授業づくりに還元できている。学校評価(学校職員、地域、保護者対象)の意見も参考にしながら、職員の資質向上に向けた研修の充実に今後も継続して努めていく。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	教職員の資質向上を図るための様々な研修を充実させており、学校教育活動に還元されていることは評価できる。 今後も各種研修の充実にに向けた取り組みが必要であるが、一方で表に出にくい悩みなど精神的なことに対応できる環境づくりも必要である。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	学校教育行政事業		所管課	管理課
重点施策名	特色ある開かれた学校づくり		所管係	学校教育係
施策課題名	学校独自の教育活動の展開			
事業費	予算額	662 千円	決算額	660,395 円
目的	各学校における授業や学校行事等を通して、観光資源など郷土の素材を生かしながら、郷土の魅力について調べ、発表しあうなど、郷土に根ざした教育活動の一層の充実を図る。			
事業の概要と効果	【概要】各学校における郷土の特色を生かした教育活動の実施 （実施例：ウミガメ保護活動、サーフィン教室、伝統芸能の継承等） 【効果】活動を通して児童生徒が地域の方々と関わりながら、自分の住む地域に愛着と誇りをもつことができた。また、宇宙留学生との関わりを通じて、自分の住む地域のよさを伝え合うことができた。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	体験的な活動等、各学校の特色ある教育活動を展開する上で、地域との連携を図りながら推進されている。地域に根差した学校を目指す上でも効果的で必要な事業である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	幅広い教育活動を推進していく上で極めて有効である。体験的な活動や地域との連携を深める活動を推進でき、各学校の特色ある活動や開かれた学校づくりが展開できている。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	各学校がそれぞれの特色を生かし、保護者や地域とも連携を図りながら充実した取組がなされている。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	さまざまな取組を通して子どもたちが町や校区の一員としての意識を高めるとともに、地域の人たちとの交流も生まれ、郷土に根ざした教育活動が展開されている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	年度当初に、事業計画や予算計画等を示してもらい、適宜指導をしている。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	全校児童生徒の教育活動に還元され、適切に運用されている。また、地域の伝統芸能等の継承にも貢献できている。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施 各学校の特色を生かし、地域と連携しながら幅広い教育活動を推進していくことができている。また、子供たちの体験的な活動や地域との連携を深める活動を推進でき、学校の特色ある活動や開かれた学校づくりを展開できていた。宇宙留学生にとってもこれらの貴重な体験は大きな財産となり、南種子町のよさを自分たちの地元へ伝えるきっかけにもなっている。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	各学校が特色ある活動に取り組んでいるが、特に郷土芸能継承については、目的である地域に根ざした教育活動であり大いに評価する。 また、大人になっても自然豊かなところで育ったことを自慢できるよう、子ども自らが南種子の自然は素晴らしいと感じるような教育活動も大切だと思う。
-----------	--

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事 務 事 業 名	学校教育行政事業		所管課	管理課
重 点 施 策 名	小中一貫教育推進事業		所管係	学校教育係
施 策 課 題 名	小中一貫教育			
事 業 費	予算額	64 千円	決算額	63,800 円
目 的	義務教育9年間を充実させるために、小・中学校の「学び」「育ち」「人」をつなぎ、系統的な教育を推進するとともに、小小連携・小中連携を踏まえた新たな人間関係づくりのよい機会とする。			
事業の概要と効果	【概要】学習習慣系統表・家庭学習習慣系統表の活用、小・中一貫教育のための研修の実施、小小連携を図るための集合学習の実施、小中連携を図るための交流学习の実施 【効果】施設分離型の小中一貫教育を推進することにより、小・中学校の滑らかな接続が可能になる。また、小学校と中学校で指導の統一性が図られ、発達段階に応じたきめ細かな指導が期待できる。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	児童生徒数の減少や全ての小学校児童が一つの中学校へ進学することなどを踏まえ、中学校への滑らかな接続に向けての取組を推進することは喫緊の課題である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	小規模校のデメリットを解消したり義務教育9年間を見通した系統的な教育を推進したりすることができ、学力向上や生徒指導上の問題減少が期待できる有効な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	めざす児童生徒像を設定し、各小・中学校の教職員が一丸となって効果的な教育環境を築いていくためにも、町教育委員会が主導して取り組む必要がある。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	学習習慣の系統表、家庭学習習慣の系統表、社会に通用するみなみたねっ子、3つの実践プラス1など、めざす子供の具体的な姿が設定され、着実な実践が積み上げられている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	平成27年度から29年度まで、県の委託事業として3年間取り組んだ事業を継続して実施している。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	全校児童生徒の教育活動に還元され、適切に運用されている。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価: A 方向性: 継続実施 低学年集合学習は年2回、中学年集合学習と交流学习は年3回実施し、その中でJAXAと連携した宇宙出前授業も計画的に実施することができた。各学校でも学習習慣系統表に基づいた指導が実践され、授業の受け方に対する子供たちの意識が統一されつつある。子供たちも、学校の枠を超えて友達をつくり、取組内容も交流から合同で実施できる授業づくりに少しずつその重きを移行しつつある。本組を通して、学校間の情報交換も活性化され、各学校職員の研修の場としても十分に活用されている。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	事業の目的達成に向け定められた取組みが確実に実践され、学校または年齢を超えた友達づくりなど児童生徒の発達段階に応じた指導の成果が表れており評価できる。 本事業の取組により、小学校から中学校への滑らかな接続ができるよう継続して実施すべきである。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	生涯学習推進事業		所管課	社会教育課
重点施策名	生涯学習体制の確立と学習機会の充実		所管係	社会教育係
施策課題名	学習機会の充実			
事業費	予算額	813 千円	決算額	812,860 円
目 的	幼児期から高齢者に至る各時期に応じて、健全な心身を培う健康活動やスポーツ活動、豊かな人間性を育む芸術文化活動等、様々な知識や技術習得の学習を行う為に、生涯学習の推進を図る。 また、生涯学習を総合的に推進するために生涯学習推進組織の整備充実を図り、町民のライフステージに応じた体系的な学習計画の立案と実施及び指導者の養成や確保に努め、各種講座等の拡充を図り、町民に学習機会を提供する。			
事業の概要と効果	【概要】 生涯学習講座(年5～10回程度 10講座 講座生139名)・生涯学習大会 地区講座(家庭教育学級9学級、高齢者学級5学級) 中央講座(県民大学講座との連携) 【効果】 コロナ禍で各講座とも、運営に苦慮していたが、取り組み内容等を検討し実施していた。社会の各分野において生涯学習への関心が高まり、学校・地域・職場等において、様々な機会や手段・方法を利用して多種多様な学習活動を継続して行った。 中央講座については、オンラインとなったが多くの受講生参加で実施できた。 生涯学習大会については、動画配信による実施となった。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	生涯学習は、生きがいづくりに必要不可欠な学習活動であり、その機会を提供することは、緊急性・重要性ともに高い。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	B	講座の開設は目的達成のためには有効で最良な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	学習のテーマなど時代に即したものをを行う必要があるため、教育委員会で行うことが妥当であると考え、大学等との官学連携による講座の開設も今後の検討事項である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	B	一定の成果は得られている。住民要望を取り入れた講座も開設し、よりよい学習機会の提供に努めることができた。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	経費は講座の講師謝金、委託料のみであり、これ以上の削減はできない。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	講座受講対象者については、講座内容や講師の意向により様々な年代であるが、幅広い年代を対象とした講座の開設に努めている。受益者負担は、各講座で必要経費のみであるため適切といえる。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価: A 方向性: 継続実施 町民生活を豊かにするためには、生涯学習の機会は欠かすことができない。町内講師では限りがあり、住民のニーズを満たす講座が準備できない部分があるが、継続して行う必要はある。 現在、住民の幅広い知識や技能を活かすべく、「人財バンク」の整備を行っており、講師情報を取りまとめているため、この情報を活用し、様々な分野の講座の開設に繋げたい。 また、近隣市町も含め他市町村の状況も調査し、事業の活性化に繋がるよう予算の確保も含め調査研究を行っていく。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	生涯学習の特性として一人ひとりが自発的意思に基づき必要に応じて自己に適した手段・方法を選び、生涯を通じて行うことが生涯学習活動だと言われている。本町においては、多種多様な講座が開設されており住民の豊かな生活に寄与している。 行政が生涯学習のすべてを支援対象にするのは困難と思うが、住民のニーズを踏まえ新たな講座を開設し、予算の確保も含め、今後の事業発展を期待する。
-----------	--

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	青少年健全育成事業		所管課	社会教育課
重点施策名	社会教育の推進		所管係	社会教育係
施策課題名	青少年教育の充実			
事業費	予算額	1,771 千円	決算額	1,770,472 円
目 的	青少年が豊かな感性を持って個性豊かでたくましく育つために、家庭・学校・地域が一体となって地域に根差した社会参加活動を積極的に推進する。 また、南種子町の児童生徒の優れた個性を発見し、これを表彰することによって、心身ともに健全な児童生徒を地域ぐるみで育むことを目的とする。			
事業の概要と効果	【概要】 各青少年向けの体験事業(宇宙へはばたけ風あげ大会・青少年交流事業)ジュニアリーダーコスモスへの活動支援、さわやか子ども表彰に実施 青少年育成の日の普及・啓発 【効果】 体験事業については、宇宙へはばたけ風あげ大会は中止となったが、青少年交流事業は、秋田県大館市との交流事業に13名が参加した。 ジュニアリーダーコスモスは、コロナ過で活動自粛であったが、成人式においてスタッフとして参加した。 さわやか子ども表彰の受賞者は、50名			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	B	児童生徒のやる気向上、学校や地域の児童生徒への目配りの観点から必要性は十分にある。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	B	本事業により目的は達成されているが、より多くの児童生徒が参加できるような取り組みを検討する必要がある。表彰の詳細に関しては、継続して改善の必要がある。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	他の機関では実施は不可能である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	推薦人である学校及び地域が各地区の児童生徒へ目を向けることにより、地域ぐるみでの青少年教育の拡充に繋がる。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	削減は不可能である。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	交流事業については、対象者負担は適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A 方向性:継続実施 より多くの児童生徒が活動できる機会を模索する必要がある。学校、地域とも連携を図り取り組んでいきたい。 児童生徒の努力や、学習の成果について評価を行うことは今後も必要であり、さわやか子ども表彰を児童生徒の目標としてもらい学習意欲向上につなげていきたい。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	目標をもって取り組むことは、子どもたちの心を刺激し、様々なことへの向上心が図られると思われる。青少年が豊かな感性を持って個性豊かでたくましく育つためには、様々な交流体験を通して視野を広げることも必要である。さらに家庭・学校・地域が深く連携し、継続的に取り組むことを望む。
-----------	--

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	公民館育成事業	所管課	社会教育課
重点施策名	公民館の推進	所管係	社会教育係
施策課題名	公民館活動の充実		
事業費	予算額	27,416 千円	決算額 27,406,765 円
目的	少子高齢化や過疎化が進む中、地域コミュニティの強化と住民意識の向上が必要不可欠であり、その中で公民館組織の果たす役割は極めて重要である。そこで、集落や地区の主体性を大切にしながら、各種研修会の開催や施設の整備を行い公民館活動の充実を図る。		
事業の概要と効果	【概要】 自治公民館の運営に対する補助。地域の環境整備を促進するための補助。研修会等の開催や積極的な参加。条例公民館施設の整備。地域プランの推進(平山) 【効果】 定期的に公民館連絡協議会の理事会を開催しながら、地域の現状を把握するとともに、各地区の意見交換を図り共通理解のもと事業を推進できた。コロナ禍であつたため、研修会等への参加は自粛となった。 また、コロナ禍での新しい生活様式に向けた環境整備を推進するため、空気清浄機や扇風機等の備品購入及び網戸や換気扇等の施設改修費用の補助を行った。		

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	地域活動の根幹となる組織が自治公民館であり、体制の強化と地域コミュニティの充実に向けて、緊急性・必要性共に高い。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	地域活動の充実のためには、施設の整備やリーダーの育成、住民意識の向上が重要である。地域の自主性を尊重しながら支援していくことが大切である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	施策や事業の実施、推進を図るためには自治公民館組織との連携は重要である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	B	より主体性を持った活動の推進により、地域課題の解決を模索している。地域課題を明確にしていけるために、今後も地域元気プランの推進と、支援が必要である。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	地域活動の充実・持続のためには、削減できない。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	B	より地域の主体性を重視し、検討していく必要がある。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価(事業の方向性)		総合評価:A、方向性:継続実施 住民の最も身近な社会教育活動の場であり、生活の基盤を担う事業であるため、今後も地域との対話を図りながら事業の推進に努めたい。 コロナ過での活動について、模索する必要がある。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	コロナ禍で感染症予防対策に必要な備品等の購入及び施設改修費用に対して、各集落への補助額は多大ではあるが、有益な使途をされており、公民館の環境等整備をすることができた。 ウイズコロナとなれば公民館活動も創意工夫の時代となると思います。活動が停滞する中、活動内容を再度見直し検討することを要望する。 地域課題の解決について、より具体的な解決策を模索すること。事業の充実を図りながら、継続的な取組を望む。
-----------	--

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	自然の家管理運営事業		所管課	社会教育課												
重点施策名	社会教育の推進		所管係	社会教育係												
施策課題名	青少年施設の充実															
事業費	予算額	6,835 千円	決算額	6,830,774 円												
目 的	少年自然の家をはじめとする青少年教育施設は、青少年の健全な育成を図るために設置された施設であり、宿泊機能を取り入れ、集団宿泊学習、自然体験、生活体験などのさまざまな活動機会を提供することを目的としている。 平成30年度より自衛隊の施設利用も行っており、従来の少年自然の家としての利用以外にも需要が高まっている。															
事業の概要と効果	【概要】 施設の管理、運営、施設における体験活動の提供 【効果】 コロナ禍であったため、宿泊学習等の受け入れが少なかった。 補助事業を活用し、施設の改修を行っている。(繰越事業) <table><tr><td>利用者数</td><td>令和3年度</td><td>延べ 3,383 人</td><td>(うち、自衛隊利用 2,022 人)</td></tr><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>延べ 4,595 人</td><td>(うち、自衛隊利用 3,489 人)</td></tr><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>延べ 4,139 人</td><td>(うち、自衛隊利用 948 人)</td></tr></table>				利用者数	令和3年度	延べ 3,383 人	(うち、自衛隊利用 2,022 人)		令和2年度	延べ 4,595 人	(うち、自衛隊利用 3,489 人)		令和元年度	延べ 4,139 人	(うち、自衛隊利用 948 人)
利用者数	令和3年度	延べ 3,383 人	(うち、自衛隊利用 2,022 人)													
	令和2年度	延べ 4,595 人	(うち、自衛隊利用 3,489 人)													
	令和元年度	延べ 4,139 人	(うち、自衛隊利用 948 人)													

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	B	体験活動を実施をするほか、施設を各種団体が利用するためにも、本事業は必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	B	目的達成の手段としては適切であるが、体験できる活動や道具等には限界がある。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	C	体験活動の実施や宿泊の受け入れ、施設管理など、民間でもできる事業であると考ええる。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	B	目標は達成できているが、体験活動の数を増やすなど、改善の必要はある。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	施設管理の経費が大部分であり、節減はできない。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	対象者については適切であるが、使用料の見直しなど、今後改善していく必要があるように感じる。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:B 方向性:継続実施 自然の家は、宿泊学習や体験学習の場として貴重な場であると共に、公民館施設との併用から児童クラブや高齢者の集いの場など、地域住民の活動拠点としても活用されている。施設の改修もされることから、withコロナを目指した体験事業の実施が今後の検討課題の1つである。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	コロナ禍での利用者数の減少については、利用者の感染防止対策で自粛によるものである。 町内唯一の集団学習・自然体験・生活体験ができる施設を町内外へ情報発信をもっと増幅強化し、利用促進を促す努力をすべきと考える。
-----------	--

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	図書館運営事業			所管課	社会教育課
重点施策名	社会教育の推進			所管係	社会教育係
施策課題名	図書館の充実と活用				
事業費	予算額	6,433	千円	決算額	6,429,849 円
目的	10時～18時開館(月曜日と第3日曜日は休館)し図書館の充実を図り利用促進に努めている。また、読書ボランティアグループと連携して「図書館劇場」を開催するほか、おはなしの時間、お話し宅配便等を実施し読書活動の推進に努めている。				
事業の概要と効果	【概要】 図書館劇場の開催・新刊圖書の購入(295冊)、図書館便りによる新着圖書の情報の紹介・パソコンの一般開放・学校巡回文庫の実施・ブックスタート事業・高校生読書ボランティアグループの育成 【効果】 各ボランティアグループや学校等と協力し読書活動の推進を行い、図書館の利用促進と運営の強化を図ることで入館者の増に努めた。 令和3年度 入館者数 6,846人 (前年度 7,501人) 貸出者数 4,324人 (前年度 4,806人) 貸出冊数 16,628冊 (前年度 18,399冊) 図書館劇場入場者数 第1回 128人 第2回 85人				

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	B	住民の憩いの場として必要性は高い。また郷土資料の保存など、これからも必要な事業である。図書館は、費用対効果を求めるのではなく、あくまでも「住民サービスの向上」を今後も求めていく。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	B	電子書籍の普及により手段は多様化しているが、読書ボランティアの団体との連携により、目的達成のための有効な手段の1つである。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	B	郷土資料の保存や読書ボランティアの育成など、教育委員会が関わる必要はあるが、民間での管理運営も十分可能である。令和2年度より、一部民間に委託している。(施設管理は教委)	
	B	一部、民間で実施可能である			
	C	民営化、民間実施が可能である			
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	職員の研修などにより、これからも継続して図書事業の充実を図る必要がある。Withコロナを目指した図書館運営を行うため連携を図る必要がある。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	予算減額となると、書籍の購入などにも影響があり、図書館の充実が達成されず、利用者も減少する恐れがある。引き続き、予算の確保に努め、図書館奉仕の充実を図っていく。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	対象者、受益者負担は適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価: A 方向性: 継続実施 今後も読書活動の充実を図り、きめ細やかなサービスを提供できる図書館を目指し、継続していく必要がある。施設の老朽化や図書システムの導入など課題は多くあるが、今後も住民から愛される図書館づくりを推進する。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	コロナ禍にあって入館者数は2年度の上半期を上回っているの、4年度末には回復すると期待する。 図書館の充実を図り利用促進に努めるという目的となっているが、図書購入費予算年額50万円は妥当なのか疑問に思う。増額の必要であれば、次年度増額する検討を要望する。 事業の目的は達成されているも、施設の維持管理が課題となるようですので、予算も増大の可能性はあるかと思う。漸次に監察し将来に備える必要がある。
-----------	--

■第1表

令和3年度主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事 務 事 業 名	生涯スポーツの普及とスポーツ団体の育成		所管課	社会教育課
重 点 施 策 名	社会体育の促進		所管係	社会教育係
施 策 課 題 名	スポーツ振興を通じた体力向上の充実			
事 業 費	予算額	577 千円	決算額	577,000 円
目 的	社会体育の振興を図るため、町民が気軽にスポーツ活動に参加できる環境整備に努め、関係団体の育成と支援により競技力の向上を図る。			
事業の概要と効果	【概要】・町民大運動会の開催（中止） ・町体育協会競技連盟の組織強化と競技力向上 ・町スポーツ少年団の支援 ・スポーツクラブ宙太くんの育成 【効果】 町民が気軽にスポーツに親しむことができる場を提供し、健康増進と、競技力の向上を図った。新型コロナウイルス感染拡大防止により、大会等については一部中止となった。スポーツクラブ宙太くんは、コロナ対策を講じた中で開催することができた。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	B	スポーツを気軽に生活の一部として行うために、スポーツクラブなどの活動を充実していく必要がある。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	各競技連盟やスポーツクラブの活動活性化を行うことで、スポーツを取り組みやすい環境を整えている。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	スポーツの振興を図るために各競技連盟や指導者の育成は不可欠である。各関係団体と行政が連携をして行うことによって大会のイベント等の充実が図れるため行政の関与は妥当である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	住民がスポーツに触れる機会としては、成果が出ている。スポーツクラブに関しても、スポーツ活動への参加の促進が図られている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	生涯スポーツの普及と、競技力向上の観点から経費節減はできない。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	全町民を対象としている。 また、スポーツクラブの会費及び競技連盟への助成も適切と考える。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価(事業の方向性)		総合評価:A、方向性:継続実施 町民が気軽にスポーツに取り組める環境づくりは、スポーツの競技力向上だけでなく、健康増進や生きがいづくりの場としても重要である。 町民大運動会は多くの町民が集うスポーツイベントであるが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。今後の大会運営については、人口減少に伴うチームの改変や、競技の見直しなど、継続して協議を行う必要がある。 また、withコロナを目指したスポーツ振興は検討課題の1つであり、他の市町村の状況も考慮しながら、予算確保も含め、事業の活性化に繋げていく。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	町民大運動会は、町民が集う唯一のスポーツイベントでありコロナ感染症拡大により中止となったことはやむを得ないことであるが、今後は、ウィズコロナを意識した運営のあり方を模索しながら実施する方向での検討が必要ではないか。 また、スポーツは、競技力向上だけでなく、健康増進にも寄与しており、町民が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりに努めていただきたい。
-----------	---

■第1表

令和3年度主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	各種大会への選手派遣	所管課	社会教育課
重点施策名	社会体育の促進	所管係	社会教育係
施策課題名	スポーツ振興を通じた体力向上の充実		
事業費	予算額 1,197 千円	決算額	1,196,758 円
目的	広く住民の間にスポーツを普及し、健康増進と体力向上ならびに競技力の向上を図り、各種大会へ選手を派遣することにより、スポーツ文化の高揚と明るく豊かな郷土づくりに資する。		
事業の概要と効果	【概要】 ・第62回県民体育大会熊毛地区大会（選考会を実施） ・第74回県民体育大会（中止） ・第55回種子島相撲大会（中止） ・第51回熊毛地区市町対抗駅伝競走大会(R3.12.5) 3位 ・第35回鹿児島県地区対抗女子駅伝競走大会(R4.1.30) 7位 ・第62回種子島地区武道大会（中止） ・第69回県下一周駅伝競走大会(R4.2.19～23) 12位		※参加状況
			○県民体育大会
			R2 R3
			中止 中止
			○地区対抗女子駅伝
			R2 R3
			2名 2名
			○県下一周駅伝
			R2 R3
			5名 4名

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	B	各種大会へ町代表として参加することにより、スポーツ活動の活性化につながっているため、必要な事業である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	郷土の選手の活躍により、競技に興味を持って、競技人口の増が見込めるため適当である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	地域スポーツの推進については、町の使命でもあり、また、離島であることから大会参加に競技者の負担が大きいことから行政の関与が必要である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	スポーツ競技者の意欲向上のために大いに成果を得ている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	派遣に対する補助については、旅費宿泊の実費分を助成しており、離島という条件を考慮すれば削減は困難。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	B	対象は、原則予選を勝ち抜いた者。 公平性の面から一部の助成について、検討の余地がある。
		町民大運動	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価(事業の方向性)		総合評価:A、方向性:継続実施 各種大会における支援は、競技者の意欲向上と、競技力向上に直結し、更に町民のスポーツへの関心と競技人口の増加が見込めるため継続が必要である。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	新型コロナウイルス感染症のため、多くの大会が中止になった事は残念であるが、駅伝関係では町及び熊毛の代表として派遣され、活躍されている方に敬意を表したい。 派遣に対する選手への補助については、離島という条件を踏まえれば当然であり、今後も継続すべき事業である。
-----------	---

■第1表

令和3年度主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事業事業名	体育施設管理運営事業		所管課	社会教育課
重点施策名	社会体育の促進		所管係	社会教育係
施策課題名	体育施設の充実			
事業費	予算額	11,958 千円	決算額	11,957,475 円
目的	スポーツ活動の充実を図るため、活動拠点となる社会体育施設の維持管理に努める。			
事業の概要と効果	【概要】 定期的な施設巡回や、利用者からの情報における確認作業を迅速に行う事を心がけ、予算の中で可能な整備を行う。 また、屋外施設の芝の管理は、まちづくり公社へ委託し、計画的な管理をする。 【効果】 まちづくり公社の活用により、以前より芝の管理が計画的に行えるようになり、大会等に支障のない管理ができていた。 予算の範囲内ではあるが、優先順位を設定し、健康公園の野球場と多目的広場の照明等の修繕やトレーニングセンターの照明施設等の修繕を実施した。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	社会体育を推進するうえで活動拠点となる施設が必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	現在の活用状況を鑑みると、現施設の維持が妥当である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	スポーツイベントはもちろん、町が行うイベント等での活用もあるため行政の関与は妥当である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	年間の活用状況や各種大会での成績から成果が見られていると判断する。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	施設が老朽化していることや、新たな設備への移行も検討する必要があるため、経費削減は難しい。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	B	使用料については、スポーツ推進審議会等での協議も行いながら設定しているが、今後も一部検討すべき点がある。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価(事業の方向性)		総合評価:A、方向性:継続実施 安全なスポーツ活動を行うため、施設の状況把握と維持管理は必要である。 老朽化等で大規模な整備が必要な部分もあるため、年次的に計画性を持って整備を実施していく必要がある。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	町民の健康増進に寄与する体育施設は、常に整備された状態にしておくことが必須であり、現在はまちづくり公社へ業務委託してスポーツ施設の芝管理などを中心に整備がなされ、利用する者にとっては気持ちよく利用ができる環境となっている。 一方で委託料に伴う財政的な負担が懸念され、使用料の見直しが課題となっているようだが、公平性を損なうことのないよう利用者が納得いく形で検討を進めていただきたい。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	文化芸術振興事業	所管課	社会教育課
重点施策名	芸術文化活動の推進	所管係	文化係
施策課題名	文化芸術の振興、交流の促進、鑑賞機会の提供		
事業費	予算額	208 千円	決算額 197,660 円
目的	町民による自主的な文化活動を支援し、文化芸術団体相互の連携、成果発表をする機会の充実を図り、広域的な文化交流を促進する。		
事業の概要と効果	【概要】 芸術文化団体に補助金の交付、熊毛地区広域文化祭への参加支援。学校向けには、国庫事業を活用して巡回公演など優れた芸術文化の鑑賞機会の提供。芸術文化講座を新設し、コロナ禍に対応した芸術文化の振興を図った。 【効果】 毎年輪番制で開催される広域文化祭は、コロナ感染防止のため中止。学校においてはコロナ対策を施し一流の文化芸術団体による質の高い文化芸術の鑑賞・体験する機会を提供した。また、南種子町出身の一流の芸術家による芸術文化講座を新設し、今年度は、石堂優二郎氏による吹奏楽・金管バンドを対象とした講座を実施した。		

2 自己評価

評価項目(評価の視点)	評価区分	判定	理由
目的性	緊急性・必要性は高いか	A B C	芸術文化の振興は、町民生活に潤いを与え、時代を担う子供たちが芸術文化に触れることで、豊かな創造性、感性等を育むもので、必要性がある。
	施策目的達成の手段として適当か	A B C	芸術文化の発表の場、鑑賞の場を支援し、文化団体に対し必要な補助金を交付することは、町民による自主的な文化活動を促し、文化に触れる機会を提供するため効果が高く有効である。
	公共機関の関与の妥当性	A B C	芸術文化の振興は、自主性と公助の両面が必要であり、現状が妥当である。
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A B C	補助金は実績報告から、適切に執行され、その目的も達成されている。新型コロナウイルスを踏まえ、芸術文化講座を新設するなど、適切に事業を実施した。
効率性	経費削減の手法はないか	A B C	回数の削減等による経費削減は可能だが、コロナ禍で芸術文化鑑賞、発表等の機会が失われつつあることを考えると、妥当ではない。
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A B C	現在実施している、芸術文化の振興策は、公益性の高いものを中心としており適切である。
総合評価(事業の方向性)		総合評価:A、方向性:継続実施 文化団体等の成果発表を行う機会を提供することは、芸術文化の振興を図るうえで必要な事業であり、本町出身者による芸術文化講座の新設など、コロナ禍に対応した適切な事業を展開している。また、時代を担う子供たちが一流の芸術文化を鑑賞する機会を設けることは、豊かな創造性、感性等を育むものであり、事業の継続が望ましい。	

3 外部評価

外部評価委員の意見	コロナ禍の困難な状況のなか工夫を凝らし事業の推進を図っており評価できる。近年、需要が高まっているダンス等の活動場所の拡充も望まれる。芸術文化の振興は老若男女問わずに心豊かな人間形成につながるもので、事業の継続が強く望まれる。特に、本町出身者による芸術文化講座は未来を担う子ども達にとって豊かな創造性、感性等を育むもので、事業の拡大も視野に継続すべきである。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	郷土館管理運営事業		所管課	社会教育課
重点施策名	文化基盤の充実		所管係	文化係
施策課題名	郷土資料の収集記録・保管・活用			
事業費	予算額	3,610 千円	決算額	3,566,176 円
目的	町の貴重な財産である郷土資料・郷土芸能の収集・記録を図るとともに、その保存・活用を行い、豊かな郷土の歴史や文化を学び理解する機会を提供することを目的とする。			
事業の概要と効果	【概要】 郷土館の管理・運営。郷土館管理委員会(年1回)の開催。各地区の郷土芸能・伝統文化等の記録保存。企画展の開催や常設展示、体験学習の充実、郷土の文化財の普及啓発活動。山本直純音楽記念室の公開及び資料の保存。コロナ対策の徹底。特に令和3年度は、郷土館館報の充実を図った。 【効果】 郷土芸能・伝統行事等の記録保存や寄贈資料の整理を行い、長谷開拓75周年を記念した企画展等を実施する等郷土の文化財を学ぶ施設として利用促進を図るとともに館報の充実を図った。コロナウイルス感染症の対策を徹底し運営したが、感染予防のための休館措置が続き、入館者が減少した。(令和3年度の入館者631人/前年度対比58人減少)			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性 有効性 効率性 公平性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	B	郷土資料を適切に保存管理公開し、後世に継承するための施設として必要性がある。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	学芸員資格を有する職員によって、郷土資料を適切に保存管理し、公開する方法は有効な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	B	全国的には指定管理を行う場合もあるが、本館の予算規模を考えると直営で行う現在の方法が妥当である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
成果が得られているか (目的達成度)	A	目標を達成している	A	資料の保存・管理を適切に行っている。新型コロナウイルスの影響による利用者の減は認められるが、館報を充実させるなど目標は達成している。	
	B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能			
	C	目標を下回っており、最終目標の達成困難			
経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	B	必要最小限での運営となっており、削減は効果の減を伴う。	
	B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う			
	C	経費削減の余地がある			
対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	博物館は、博物館法により入館料を徴しないことが原則となっている。	
	B	対象や負担の見直しの余地がある			
	C	適切でない			
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A、方向性:継続実施 郷土資料・山本直純音楽資料を保管・展示公開する施設として機能充実に努める。また、山本直純音楽資料の教育的な活用を充実させると共に、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、今後も地域に残る郷土芸能や伝統文化等の記録保存、寄贈資料の保管整理・体験学習などを行い、館報に記録・公開する等、文化財の普及啓発に努め、館が利活用される取り組みを継続して実施する必要がある。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	郷土資料及び山本直純音楽記念室などを地域教育の中で活かすことで、郷土愛を育むことにつながる施設であり、収蔵品は、町の貴重な財産ともいえるべきものであるから事業継続が望ましい。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	文化財保護・活用事業	所管課	社会教育課
重点施策名	文化財の保護・保存・活用	所管係	文化係
施策課題名	文化財の指定・文化財保存団体への補助・文化財の調査、記録保存		
事業費	予算額	3,498 千円	決算額 2,530,078 円
目的	文化財は、長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた地域の財産であり、文化財保護法等に基づき、適切な保存・活用を図る必要がある。また、調査研究を行うことで価値を明らかにし、文化財として指定することで、次世代への継承を図る必要がある。		
事業の概要と効果	【概要】 文化財保護審議会(年2回)の開催。未指定等の文化財調査の実施(種子島の盆踊調査事業等)、指定文化財管理団体に補助金の交付。文化財の新指定への取り組み。文化財看板・標柱の設置。文化財普及啓発講座等の開催。コロナ禍での文化財保護対応。 【効果】 文化財管理補助金を交付するなど、指定文化財の保存管理が適切に行われた。文化財案内看板の設置や文化財冊子を活用したことで地域に残る文化・歴史遺産への関心を高めることができた。国補助事業による種子島の盆踊調査事業を実施した。また、横峯遺跡の国史跡指定に向けた取り組みを行った。		

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当 性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	指定文化財は、国民共有の財産として保護すべきもので、文化財として適切に守り伝える必要がある。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	補助金の交付は、保存団体等に自発的な保護活動を促す効果が高く有効である。文化財調査は、その価値を明らかにし、不可欠である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	文化財保護法等により、教育委員会の所管する事務として定められている。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか (目的達成度)	A	目標を達成している	A	補助金は、実績報告から適切に執行され、その目的も達成されている。横峯遺跡の国史跡指定への調査等、着実に成果を上げている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	文化財の適切な保存管理を行うために必要である。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	文化財は、共有の財産として公益性が高い。また、文化財保護条例等により管理責任者に補助金交付がされており、適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A、方向性:継続実施 文化財は、町文化財保護条例、文化財保護法等に従い、適切な保存・活用が図られており、継続して実施する必要がある。また、未指定の文化財についても、その価値を明らかにするため、調査・研究・記録報告などが必要である。本年度は「横峯遺跡」の国指定に向けた取り組みを行った。 引き続き、地域に残る文化財の適正管理に努め、次世代への継承に向けた取り組み、普及啓発活動を行い文化財の保存・活用を推進していく。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	文化財の保護・活用に工夫を凝らしており、その効果が確かに認められ、町民への浸透も図られている。立切遺跡・横峯遺跡の国指定等、新たな取り組みも着実に成果をあげているので事業の継続が強く望まれる。
-----------	--

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	赤米館管理運営・文化交流事業		所管課	社会教育課
重点施策名	文化基盤の充実		所管係	文化係
施策課題名	赤米館の管理運営, 赤米文化交流			
事業費	予算額	4,528 千円	決算額	4,406,726 円
目的	宝満神社に伝承される赤米と、これに伴う御田植神事や伝説などの赤米伝統文化を紹介する。その伝承と、施設の利用を通じて研修会・交流の場として地域活性化を図ることを目的とする。			
事業の概要と効果	【概要】 赤米館の管理・運営。赤米文化を展示・紹介し、普及啓発を図るとともに観光施設としての利用促進。また、赤米文化交流事業をコロナ禍に対応した方法で行うことで、次世代への継承を図る。 【効果】 地域活性化施設として地域や学校、各種会議（講座）等の学習・交流の場として利活用された。コロナウイルス感染症のため、休館措置が続き、入館者が減少した（令和3年度入館者4,119人/前年度対比592人増）。赤米伝統文化こども交流は、コロナ禍に対応し、リモートで開催した。			

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評価区分		判定	理由
目的 妥当 性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	B	赤米文化を伝え、地域の活性化を図る施設として活用されている。また、国文化財であり、次世代への継承を図る赤米文化交流事業の必要性も高い。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	赤米文化を効果的な展示手法により紹介している。赤米文化交流も成果が認められる。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	B	全国的には指定管理を行う場合もあるが、本館の予算規模を考えると直営で行う現在の方法が妥当である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目的達成度）	A	目標を達成している	A	資料の保存・管理を適切に行っている。新型コロナウイルスの影響にも関わらず利用者は増加しており、目標は達成している。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない（対象・活動量削減も不可）	B	必要最小限での運営となっており、削減は効果の減を伴う。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	A	博物館は、博物館法により入館料を徴しないことが原則となっている。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価（事業の方向性）		総合評価：A，方向性：継続実施 たねがしま赤米館は、学校や各種団体等の学習・交流の場として広く利用活用されている。また、地域と連携して地域活性化に取り組んでいる。赤米文化交流事業も、国指定文化財を次世代に継承するという観点から、コロナ禍に対応した上で事業の継続が必要である。 今後も地域や関係機関と連携を図りながら、学習・交流の場、観光的文化施設としての取り組みを実施していく。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	全国に3か所のみ継承されている希少な古代赤米は、国の文化財にも指定されているお田植祭などの赤米文化を伝え、継承する施設であることから、赤米文化の継承事業も含めて継続が必要である。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	広田遺跡管理運営事業		所管課	社会教育課
重点施策名	広田遺跡ミュージアム、国史跡広田遺跡公園の充実		所管係	文化係
施策課題名	文化財環境整備・施設の充実と活用			
事業費	予算額	15,495 千円	決算額	15,129,312 円
目的	広田遺跡は、国の重要文化財であり、その保護と活用を図り、整備を行うことで次の世代に貴重な文化財を伝えるとともに、広田遺跡ミュージアム及び国史跡広田遺跡公園の適切な運営管理を行い、文化財愛護思想の高揚・観光振興を図ることを目的とする。			
事業の概要と効果	【概要】 広田遺跡ミュージアムの管理・運営。広田遺跡ミュージアム協議会(年1回)の開催。広田遺跡とその出土品の適切保護・管理・活用。企画展、普及啓発講座、文化財や歴史・自然等に関する学習の機会を提供して施設の利用促進。コロナ対策を図り、種子島宇宙芸術祭などと連携した講座を実施。 【効果】 定期的な点検、清掃等により館内外を適切に管理がなされた。ジュニア学芸員や生涯学習講座たねがしま古代塾など様々な活動をコロナ対策を図った上で、展開した。コロナ対策として町民向けの事業を増やし、ナイト・ミュージアム、種子島宇宙芸術祭と連携した企画展等を開催した。コロナウィルス感染症にも関わらずに入館者は増加した(令和3年度の入館者4,049人/前年度対比28人増)。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当 性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	国史跡、国重要文化財を守り伝えるための事業であり、必要性が高い。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	保護・活用のための保存管理計画を策定し、それに基づき適切に保護管理、活用がなされている。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	文化財保護法、博物館法等により、教育委員会の所管する事務として定められている。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか (目的達成度)	A	目標を達成している	A	適切に遺跡、出土品の保存管理を行っている。施設の利活用を図る新たな取り組みなどにより、目標を達成している。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	B	文化財保護事業に関しては削減できない。活用事業において規模を縮小して実施することは可能だが、効果の減を伴う。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	博物館は、博物館法で入館料を徴しないことが原則となっているが、重要文化財管理等に必要な入館料を適正に徴している。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価: A, 方向性: 継続実施 広田遺跡の保護・保存・施設の維持管理、地元語り部による案内、体験学習を実施するなど館の運営、遺跡の保存管理は適切になされており、ナイト・ミュージアム・種子島宇宙芸術祭との連携などの取り組みも実施しており、継続して運営する必要がある。また、コロナ対応で町民向けの活動を増やし、町内利用者の増を実現した。今後も適切な施設運営、SNSを活用した情報発信、郷土教育や文化的観光資源として、関係機関と連携して館の受入体制の充実を図っていく。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	国の重要文化財であり、かつ国史跡である広田遺跡は、本町の宝物であると言え、その保護と活用は町が責任をもって行うべき事業であり継続が必要である。「歴史はロマン」とも言うが、国の文化財が本町に存在することは大変な誇りである。この事業は、その管理と公開に必要な予算措置であり、継続して課題をクリアしていくべきである。
-----------	---

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	埋蔵文化財保護事業		所管課	社会教育課
重点施策名	文化財の保護・保存・活用		所管係	文化係
施策課題名	埋蔵文化財の発掘調査・保存活用、埋蔵文化財センターの管理運営			
事業費	予算額	3,355千円	決算額	3,292,668円
目的	数多くの埋蔵文化財を次代に引き継ぎ、郷土に根ざした文化創造に役立てていくため、適切な保護・活用を行うと共に、埋蔵文化財センターを軸とした保護体制の充実を図る。			
事業の概要と効果	【概要】埋蔵文化財センターの管理・運営事業として、埋蔵文化財の発掘調査・遺物整理作業・保存管理及び台帳整理・出土品の展示を行う。特に、令和3年度は埋蔵文化財の発掘調査事業を実施した。 【効果】埋蔵文化財の発掘確認調査、遺物整理作業、保存管理等は専任の学芸員により、適切に実施された。また、開発事業に伴う、適切な埋蔵文化財の発掘調査事業(野木田遺跡ほか)を行った。なお、埋蔵文化財センターの受付は、郷土館管理人が兼務することで経費削減も図っている。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	文化財保護法により、埋蔵文化財は国民共有の財産とされ、適切な保護が必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	発掘調査、記録保存、活用等の事業は、埋蔵文化財の保護を図るうえで極めて有効な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	文化財保護法等により、教育委員会の所管する事務として定められている。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか (目的達成度)	A	目標を達成している	A	埋蔵文化財の出土品の適切な保護管理と国庫補助を活用した普及啓発事業を展開しており、目標を達成している。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	B	削減は可能であるが、適切な保護管理、活用の効果の減を伴う。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	埋蔵文化財は、国民共有の財産として公益性が高く、適正である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A、方向性:継続実施 町文化財保護条例、文化財保護法などに基づき適切な埋蔵文化財の保護・活用が図られている。埋蔵文化財センターでは、開発事業に対応した緊急の埋蔵文化財発掘調査事業(野木田遺跡、横峯B遺跡ほか)を実施しており今後も継続して実施していく必要がある。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	埋蔵文化財の発掘調査は、開発事業対応として必要なものであり、国史跡に指定予定の横峯遺跡の普及啓発を含めて事業の継続が必要である。
-----------	--

■第1表

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	給食費補助事業		所管課	学校給食センター
重点施策名	給食費完全無償化による補助・牛乳増量分補助		所管係	庶務係
施策課題名	給食内容の充実・食育			
事業費	予算額	22,823千円	決算額	22,822,242 円
目的	給食の食事内容を豊かで魅力的なものにし、児童・生徒の体位体力の向上と子育て支援及び教育の振興を図るため、給食費の完全無償化を行う。また夏場のカルシウム補給のため6月・7月・9月の期間、中学生の牛乳を50cc増量し、差額分の補助を行う。			
事業の概要と効果	【概要】 給食費の全額を補助することとし、小学生を月額4,300円、中学生を月額5,200円の補助を行い、牛乳増量分の補助を行った。また、町外に在籍する生徒に対し、保護者負担分の補助を行った。 【効果】 食材価格の値上がりが続くなか、地場野菜の活用を図り、食事内容の充実、バランスのとれた栄養摂取に取組み、安心して安全な学校給食を提供することができた。また夏場のカルシウム補給のため牛乳を増量することで、体力増進を図ることができた。 補助実績：小学生(325名)、中学生(130名)、町外在籍(1名)【R4.3月末時点】			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	B	地産地消の食材を活用するなど、児童・生徒の健全な発育を促すためのバランスのとれた栄養を摂取できるよう、給食内容の充実につなげている。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	A	給食費を完全無償化とし、保護者負担をなくし、子育て支援の充実につなげている。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	学校給食は、多様で豊かな教育的ねらいを持っているため、自治体を実施することが妥当である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	給食費を増額し、内容の充実が図られている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	教育の振興、子育て支援の目的からすると削減することは妥当ではないと考える。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	学校生活において、喫食する給食費の補助があるので、全ての児童・生徒に実施することが適切であると考えられる。また牛乳増量分の補助については、成長過程である生徒に摂取させ、補助をすることは適切であると考えられる。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価		総合評価:A 方向性:継続実施			
(事業の方向性)		成長過程である児童・生徒に充実した給食を喫食してもらうため、地場野菜を積極的に活用するなど、栄養教諭他調理員で工夫を凝らして給食提供をしている。子育て支援の観点からも必要不可欠と考える。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	給食は、児童生徒の健やかな成長促進を担っており、極めて重要な事業であり、「地産地消」の地元食材を活用することは、今後更に必要不可欠になってくる。 本町においては、子育て支援の一環として給食費の完全無償化に取り組んでおり、毎年多額の予算を計上し補助を行っており、今後も健全な運営に努めてほしい。
-----------	---

令和3年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	給食センター設備整備事業		所管課	学校給食センター
重点施策名	給食センター施設等の整備		所管係	庶務係
施策課題名	施設設備等整備			
事業費	予算額	6,470千円	決算額	6,469,699 円
目的	給食センター施設設備の整備を図り、安心・安全な学校給食の提供ができる環境づくりをする。			
事業の概要と効果	【概要】 老朽化している設備機器等の施設整備を学校給食衛生管理基準に基づき優先順位を決めて進めている。 【効果】 シャッター修繕(649,000円)及び電気消毒保管庫の補修(262,229円)を行うとともに、老朽化した真空冷却機の入替(3,993,000円)を実施し、衛生管理基準に基づいた環境整備を図った。			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	安心・安全な学校給食を提供するためには、最も重要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として適当か	A	極めて有効な手段である	C	計画を立てて実施しているが、施設や機器の老朽化が進んでいるため、整備が必要である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	町立であるので、自治体が責任をもって実施しなければならない。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	B	予算の範囲内で、成果は上げていると考えるが、現在の衛生管理基準に沿った施設とは言えないため、更なる整備・改修が必要である。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	施設、調理等機器ともに老朽化が進んでおり、削減はできない。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	自治体負担で実施することが適切。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価		総合評価:B 方向性:継続実施			
(事業の方向性)		施設・設備の老朽化が進んでいるため、安心・安全な学校給食の提供を続けるための大規模な整備・改修は必要不可欠であるが、今後も、衛生管理基準に沿うよう計画的に調理環境の整備に努めていく。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	学校給食センターは、安心安全な給食の提供と、児童生徒の健やかな成長促進を担っており、極めて重要な施設である。 一方で老朽化が進んでおり、施設の更新が望まれている。現在の衛生管理基準に基づく新たなセンター建設の必要性を再認識し、災害時にも対応できる施設としての機能も含め最優先で進めていただきたい。
-----------	--

IV 令和4年度 南種子町教育委員会外部評価委員会 名簿

外部評価委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	外園 香	南種子町公民館連絡協議会 会長
委 員	堂原 利則	南種子町民生委員児童委員協議会 会長
委 員	原 真知子	南種子町公民館婦人部連絡協議会 代表

